四運技公第１号

公　　示

指定自動車整備事業規則第４条第１号に規定する自動車検査員の教習（令和８年度）を下記のとおり実施することとしたので公示する。

記

１．教習受講資格

教習の受講申込者は、道路運送車両法施行規則第６２条の２の２第１項第７号に規定する整備主任者（同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格した者を除く。）として教習開始日の前日において１年（一級小型自動車整備士の技能検定に合格した者は６月）以上の実務の経験を有する者であること。

なお、教習の受講申込者は受講申込日の前日において、直近の整備主任者研修（法令研修）を受講していること。

２．教習受講申込の受付期間及び場所

（１）受付期間　第１回　令和８年　６月２９日（月）　９時００分から
令和８年　７月　３日（金）１７時００分まで
第２回　令和８年１１月３０日（月）　９時００分から
令和８年１２月　４日（金）１７時００分まで

（２）受付場所　管内各運輸支局　検査整備保安部門

３．教習及び教習修了試問の日時及び実施場所

（１）教習日時　第１回　令和８年　８月３１日（月）　９時００分から
令和８年　９月１０日（木）１７時００分までの間で
管内各運輸支局長が定める日時
第２回　令和９年　２月　１日（月）　９時００分から
令和９年　２月１０日（水）１７時００分までの間で
管内各運輸支局長が定める日時

（２）教習修了試問日時
第１回　令和８年　９月１１日（金）１３時３０分から
１５時３０分まで
第２回　令和９年　２月１２日（金）１３時３０分から
１５時３０分まで

（３）実施場所　管内各運輸支局長が定める場所

４．教習科目及び教習時間

（１）基礎法令　　２時間
（２）整備関係法令等　　４時間
（３）検査関係法令等　１８時間

四　国　運　輸　局

５．教習資料

（１）自動車検査員必携（四国自動車整備振興会連合会 編集）

（２）検査員＆整備主任者の保安基準と審査事務規程〔原文〕
（株式会社公論出版 発行）

（３）自動車検査ハンドブック（株式会社公論出版 発行）

（４）自動車検査用機械器具の構造と取扱
（一般社団法人日本自動車機械工具協会 編集発行）

令和８年５月２９日

四国運輸局長　田村　顕洋

四　国　運　輸　局